

議員提出議案第14号

「渋谷区外部監査契約に基づく監査に関する条例」について

1 提案理由

外部監査契約による監査を導入するため条例を制定する。

2 内容

(1) 包括外部監査の導入（第2条関係）

渋谷区は、地方自治法に定める包括外部監査契約に基づく監査を受けるものとする。また、外部監査人は必要に応じて、区の財政援助団体等についても監査を行うことができるものとする。

(2) 個別外部監査の導入（第3条関係）

- ①50分の1以上の署名をもつて行われる事務監査請求、
- ②議会からの監査請求、
- ③区長からの監査要求、
- ④区長からの財政援助団体等についての監査請求、
- ⑤住民監査請求

について、それぞれ監査委員の監査に代えて、地方自治法に定める個別外部監査契約に基づく監査を求めることができるものとする。

3 施行日

平成23年4月1日から施行する。

以上